



## はじめに

熊野町を取り巻く環境は、町が抱える課題のみならず、世界経済や情勢、新型コロナウイルス感染拡大などの影響を受け、大きな変化をもたらされています。また、自然災害の脅威に直面し、危機管理の重要性を住民・行政ともに認識を新たにしたところです。これらの変化を踏まえ、熊野町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第6次熊野町総合計画」を策定し、福祉施策においては、「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」を掲げ、町の目指すべき将来像を描いています。



国においては、平成28年5月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が平成30年4月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設など、障害者の実情に応じたきめ細かな対応を促進しています。

本町では、平成30年3月に「熊野町障害者保健福祉計画」を策定し、その基本理念を「お互いに尊重し合いながらだれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」と定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

同時に、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の見込み量を推計し円滑な提供体制を整え、施策の成果目標を達成するための具体的な活動を促進してきました。

このたびは、この計画の期間満了に伴い次期計画である「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、令和3年度からの3年間の障害者支援サービスの円滑な提供体制を整えながら、これらのサービスや地域のボランティアなどを活用し、地域での生活が円滑に営めるよう包括的な地域ケア体制の整備を進めてまいります。

最後に本計画の策定にご尽力いただきました熊野町地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、町内障害福祉事業所の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

熊野町長

三村 裕史

# ～ 目 次 ～

<b>第1部 序論</b>	<b>1</b>
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	4
5 国の基本指針	5
<b>第2章 障害者等の状況</b>	<b>9</b>
1 人口等の動き	9
2 障害者手帳所持者の状況	10
3 身体障害者手帳所持者の状況	11
4 療育手帳所持者の状況	13
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
6 自立支援医療費（精神通院）受給者数の状況	15
7 難病患者の状況	15
8 障害児を取り巻く教育環境の状況	16
<b>第3章 アンケート・ヒアリング調査結果</b>	<b>17</b>
1 アンケート調査結果から読み取れる課題	17
2 ヒアリング調査結果から読み取れる課題	26
<b>第2部 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画</b>	<b>32</b>
<b>第1章 第5期計画期間における成果目標の進捗状況</b>	<b>32</b>
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	32
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3 地域生活支援拠点等の整備	33
4 福祉施設から一般就労への移行等	33
5 障害児支援の提供体制の整備等	34
<b>第2章 第5期計画期間における障害福祉サービス等の進捗状況</b>	<b>35</b>
1 訪問系サービス	35
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	37
4 相談支援	37
5 地域生活支援事業	38
6 障害児に関するサービス	39
7 障害児の子ども・子育て支援	40

<b>第3章 成果目標の設定</b>	<b>41</b>
1 施設入所者の地域生活への移行	41
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	42
3 福祉施設から一般就労への移行等	42
4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
5 障害児支援の提供体制の整備等	45
6 相談支援体制の充実・強化等	46
7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	46
<b>第4章 その他の活動指標</b>	<b>47</b>
1 発達障害者等に対する支援	47
<b>第5章 障害福祉サービスの見込量</b>	<b>48</b>
1 訪問系サービス	48
2 日中活動系サービス	49
3 居住系サービス	50
4 相談支援	51
5 地域生活支援事業	52
<b>第6章 障害児福祉サービスの見込量</b>	<b>54</b>
1 障害児に関するサービス	54
2 障害児の子ども・子育て支援	55
<b>第3部 計画の推進</b>	<b>56</b>
<b>第1章 計画の推進体制</b>	<b>56</b>
1 関係機関との連携	56
2 行政内部の連携	57
3 感染症対策への配慮	57
<b>第2章 計画の推進体制</b>	<b>58</b>
1 計画の進行管理	58
2 計画の周知	58
<b>資料編</b>	<b>59</b>
1 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱	59
2 熊野町地域自立支援協議会委員名簿	62
3 策定経過	63
4 障害者保健福祉計画の概要	64

# 第1部 序論

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

国においては、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」が、平成23年8月に改正され、共生社会の実現をはじめ、目的規定の見直しや発達障害の規定等障害者の定義が見直されるなど、制度や慣行における社会的な障壁を取り除くための配慮が定められました。

平成25年9月には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定され、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、法的整備も進められてきました。

平成30年3月には、「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、今後5年間における障害者福祉の在り方が示されています。

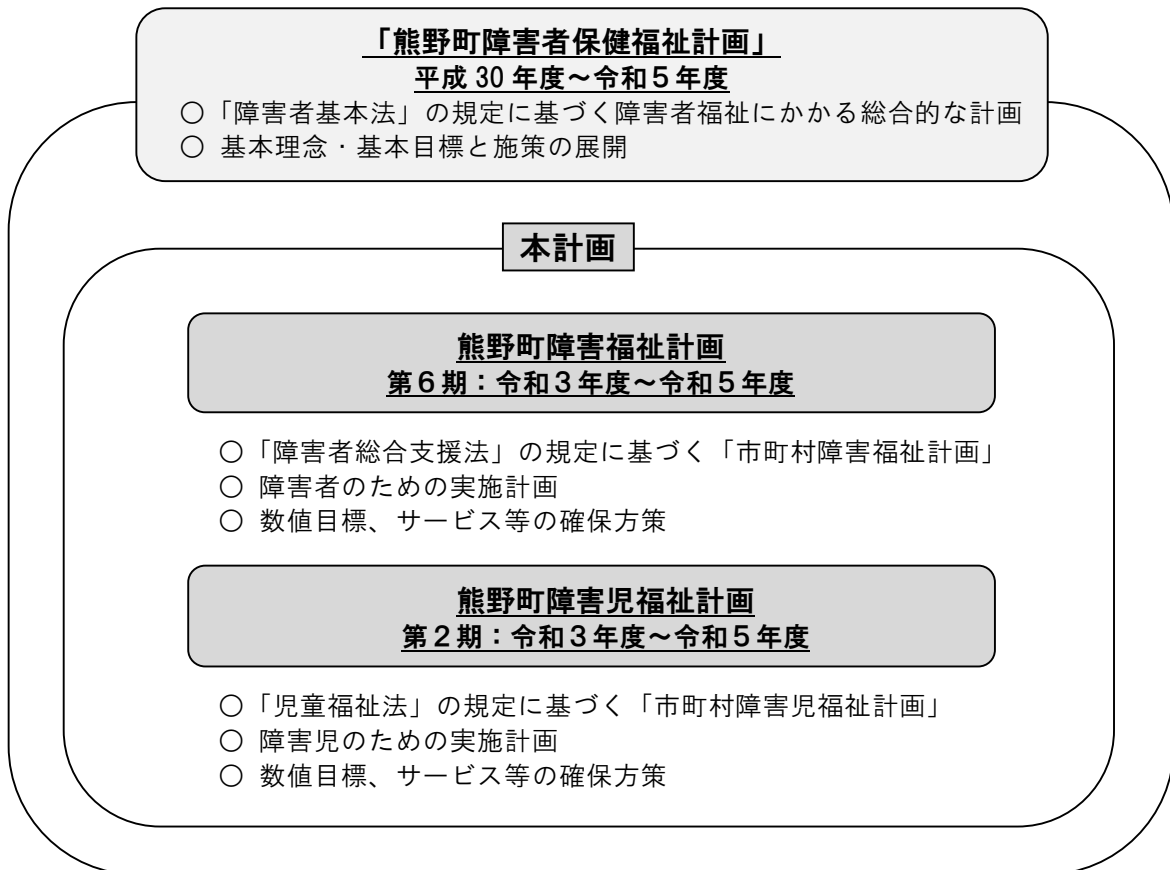
本町においては、平成30年3月に、「障害者基本法」の規定に基づく令和5年度までを計画期間とする「熊野町障害者保健福祉計画」を策定し、その基本理念を「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」と定め、障害のある人もない人も、個人の能力を最大限に発揮し、障害者の自己決定の下にあらゆる活動に参画できる地域社会を目指して、様々な障害者施策を推進しています。また、本町では同時期に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（児童福祉法）」の規定に基づく「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下「第5期計画」といいます。）を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進し、障害者の地域での自立した生活を支援しています。

第5期計画は、令和2年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の指針に基づく「熊野町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

## 2 計画の性格と位置付け

「熊野町障害者保健福祉計画」は、「障害者基本法」第 11 条の規定に基づく、障害者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量などを定める計画です。

### 【計画の性格】



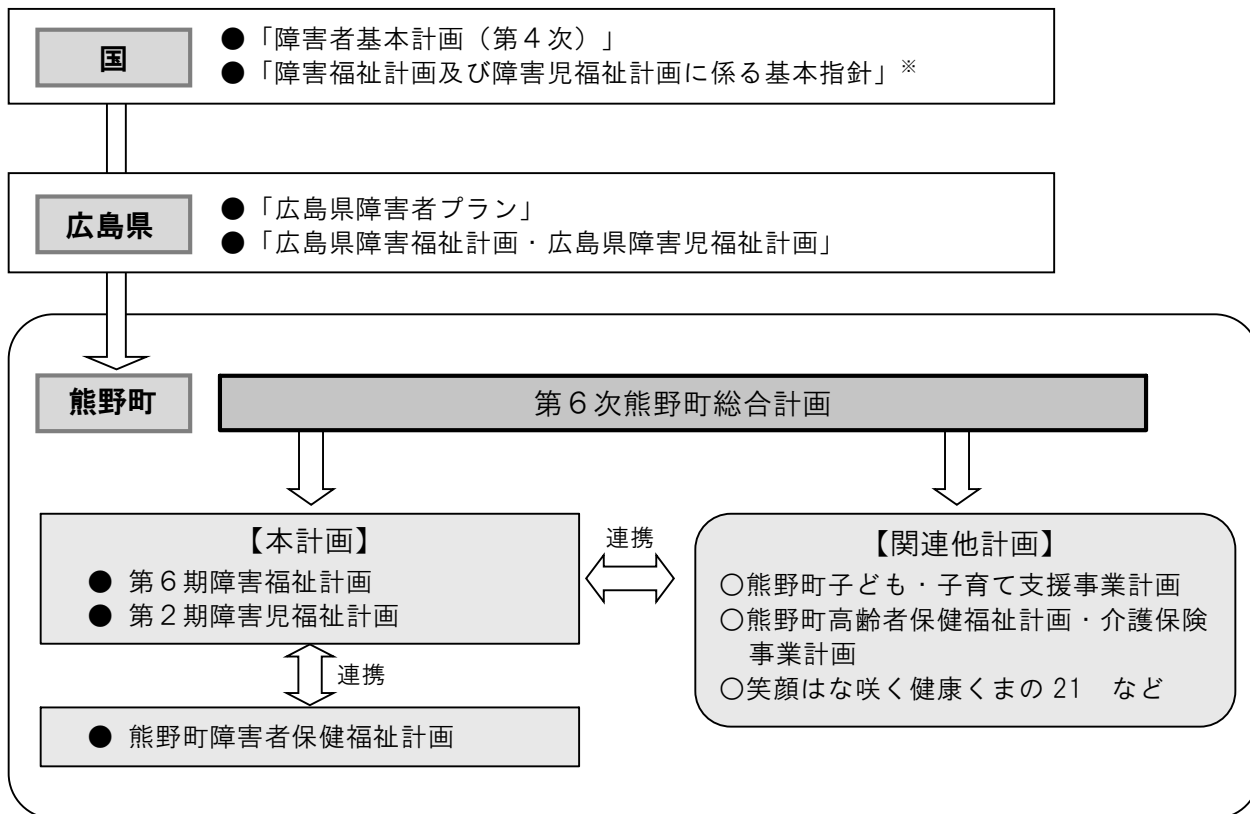
### 計画における障害者の概念

本計画は、障害者、障害児及び難病患者等並びにその家族及び介助者を主な対象者とします。

- 「障害者」とは、障害者総合支援法に規定された、18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働省が定める程度である者（難病患者等）をいいます。
- 「障害児」とは、児童福祉法で規定された、18 歳に満たない、身体・知的・精神（発達障害を含む。）に障害のある児童及び難病患者等をいいます。

また、本計画は、本町の最上位計画である「熊野町総合計画」をはじめ、関連する他計画の施策との連携を図るものです。

【計画の位置付け】



※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

3 計画の期間

「熊野町障害者保健福祉計画」の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熊野町障害者保健福祉計画	現行計画						次期計画		
障害福祉計画	第5期計画			第6期計画（本計画）			第7期計画		
障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画（本計画）			第3期計画		

#### 4 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、本町の障害者の現状や課題、サービスのニーズ等を把握し、計画策定に資することを目的とした「熊野町 障害福祉に関するアンケート調査」を実施するとともに、障害福祉サービス提供事業所及び障害者支援関連団体を対象とした「ヒアリング調査」を実施しました。さらに、専門家や地域の関係団体、住民等の意見を反映するために「熊野町地域自立支援協議会」において、本計画の内容を諮りました。

##### 【アンケート調査の概要】

調査対象	町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和2年7月
回収状況	配布数 ----- 1,160 件(身体 758 件、知的 170 件、精神 232 件) 有効回収数 -- 593 件 有効回収率 -- 51.1%

##### 【ヒアリング調査の概要】

調査対象 及び件数	① 障害福祉サービス提供事業所 ② 障害者支援関係団体
調査方法	郵送配布・郵送回収によるヒアリングシート調査
調査時期	令和2(2020)年8月
回収状況	① 11 事業所 ② 3団体



## 5 国の基本指針

令和2年1月に開催された厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」等の議論が行われ、基本指針の見直しのポイントが示されました。基本指針の見直しの内容は成果目標等へ反映されます。

### 【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。</li> <li>・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。</li> </ul>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。</li> <li>・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。</li> </ul>
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。</li> <li>・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。</li> <li>・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。</li> </ul>
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。</li> </ul>
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。</li> <li>・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。</li> </ul>
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。</li> <li>・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。</li> <li>・障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。</li> <li>・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。</li> </ul>
7 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。</li> </ul>

基本指針	見直しのポイント
8 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。</li> </ul>
9 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。</li> </ul>
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実強化</li> <li>・障害児通所支援体制の教育施策との連携</li> </ul>

【成果目標（令和5年度末の目標）の見直しのポイント】

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活への移行 ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
- ・ 退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍、うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

### 5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

## **6 相談支援体制の充実・強化等**

### ○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

## **7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

### ○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

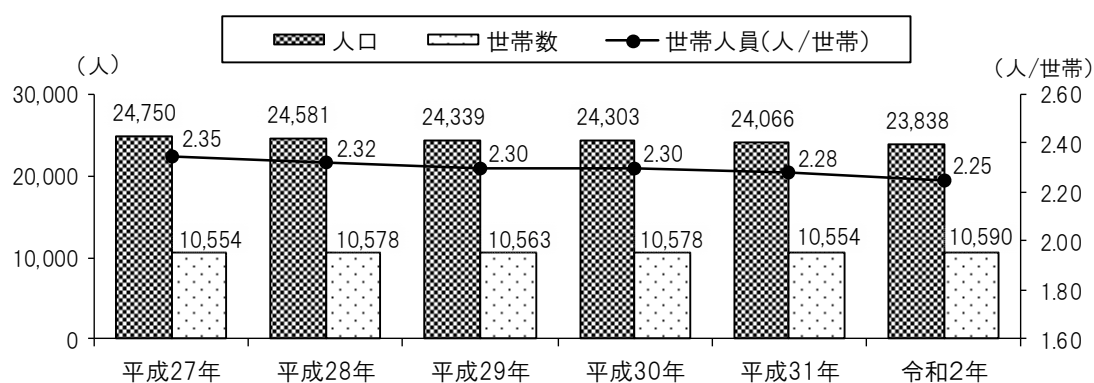
## 第2章 障害者等の状況

### 1 人口等の動き

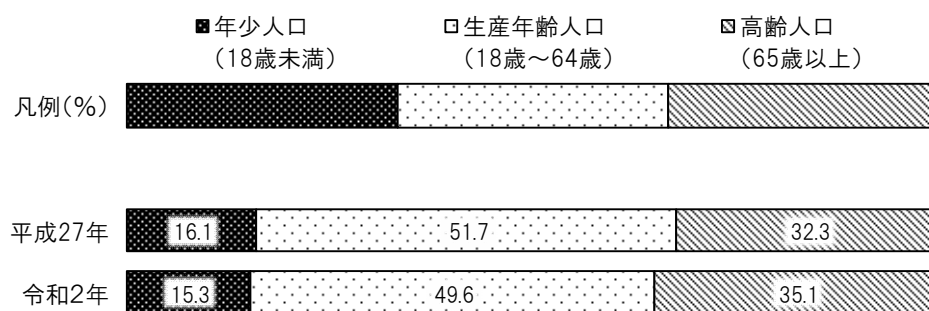
本町の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和2年3月末日現在 23,838 人となっています。また、世帯数は緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27年の2.35人から令和2年で2.25人と、緩やかに小家族化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（18歳未満）、生産年齢人口（18歳～64歳）の割合は減少していますが、高齢化率（65歳以上）は令和2年で35.1%と増加しています。

【人口・世帯数の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】

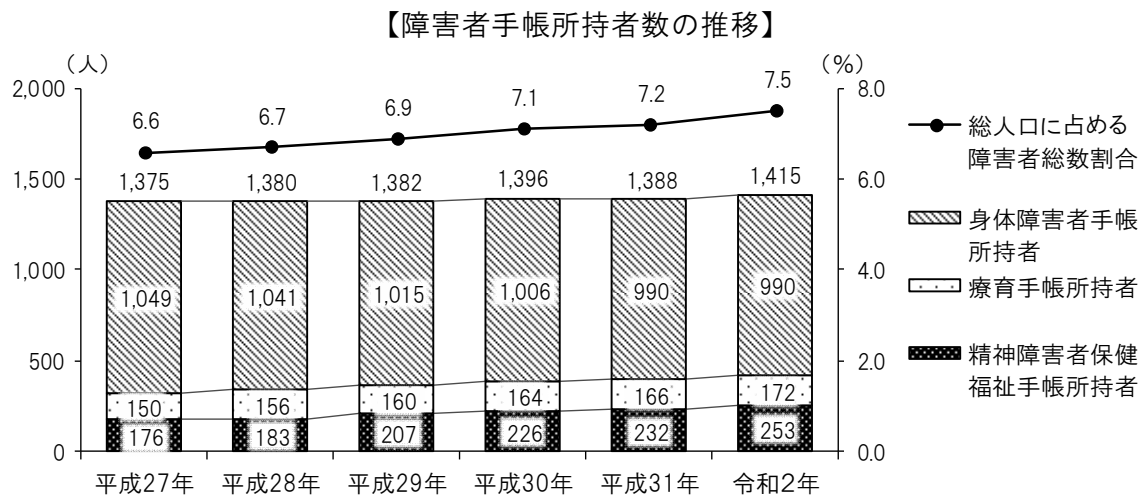


資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

## 2 障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和2年は1,415人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和2年は「身体障害者手帳所持者」が990人と最も多く、全体の7割（70.0%）を占めています。「療育手帳所持者」は172人（全体に占める構成比12.2%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は253人（同17.9%）となっています。平成27年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」が減少し、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
障害者手帳所持者数合計	1,375	1,380	1,382	1,396	1,388	1,415	102.9
身体障害者手帳所持者	1,049	1,041	1,015	1,006	990	990	94.4
療育手帳所持者	150	156	160	164	166	172	114.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	176	183	207	226	232	253	143.8

注：増減率は平成27年を100とした場合の令和2年の割合を示している。(以下同様)

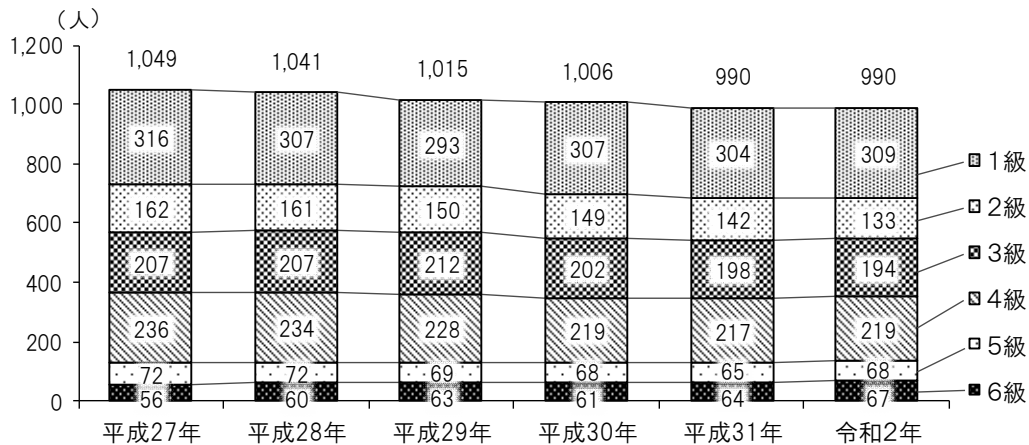
資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

### 3 身体障害者手帳所持者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和2年で990人となっています。

等級別で見ると、令和2年は「1級」が309人と最も多く、全体の約3割（31.2%）を占めています。次いで「4級」が219人（全体に占める構成比22.1%）、「3級」が194人（同19.6%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が約8割（78.4%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
身体障害者手帳所持者数合計	1,049	1,041	1,015	1,006	990	990	94.4
1級	316	307	293	307	304	309	97.8
2級	162	161	150	149	142	133	82.1
3級	207	207	212	202	198	194	93.7
4級	236	234	228	219	217	219	92.8
5級	72	72	69	68	65	68	94.4
6級	56	60	63	61	64	67	119.6

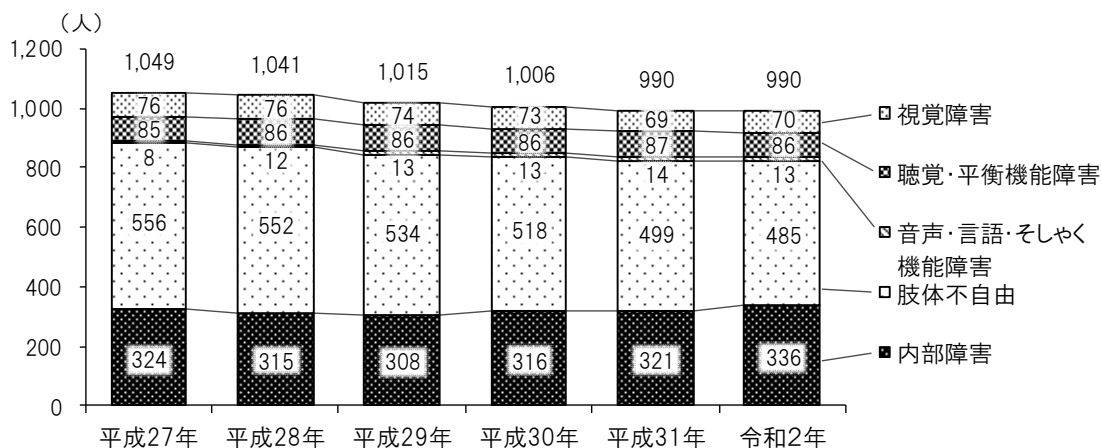
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
合計	1,049	1,041	1,015	1,006	990	990	94.4
18歳未満	17	15	14	12	11	9	52.9
18～64歳	256	229	238	215	202	205	80.1
65歳以上	776	797	763	779	777	776	100.0

資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

障害種類別で見ると、令和2年は「肢体不自由」が485人と最も多く、次いで「内部障害」が336人、「聴覚・平衡機能障害」が86人の順となっています。平成27年からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
合計	1,049	1,041	1,015	1,006	990	990	94.4
視覚障害	76	76	74	73	69	70	92.1
聴覚・平衡機能障害	85	86	86	86	87	86	101.2
音声・言語・そしゃく機能障害	8	12	13	13	14	13	162.5
肢体不自由	556	552	534	518	499	485	87.2
内部障害	324	315	308	316	321	336	103.7

資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

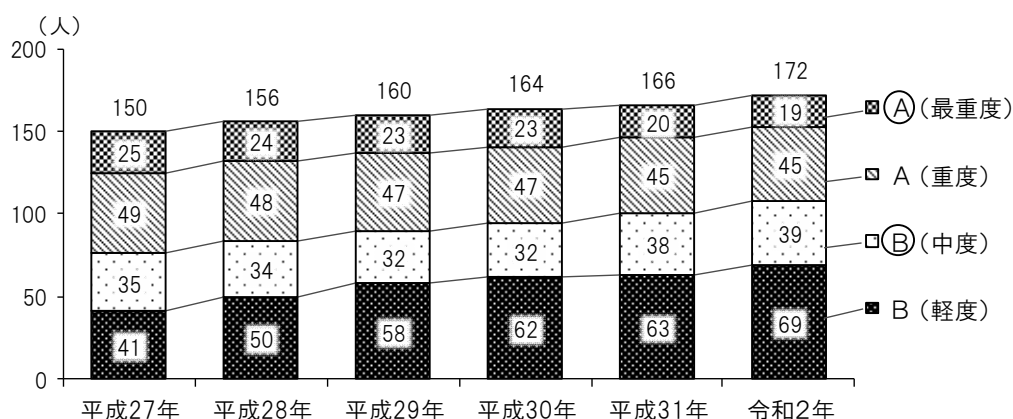


#### 4 療育手帳所持者の状況

本町の療育手帳所持者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2年は172人となっています。

障害程度別で見ると、令和2年はB（軽度）が69人と最も多く、全体の4割（40.1%）を占めています。次いでA（重度）が45人、㊀（中度）が39人、㊁（最重度）が19人の順となっています。また、重度障害者（㊁、A）の割合は、37.2%となっています。年齢別では、特に18歳未満の療育手帳所持者数が増加しています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
療育手帳所持者数合計	150	156	160	164	166	172	114.7
㊁(最重度)	25	24	23	23	20	19	76.0
A(重度)	49	48	47	47	45	45	91.8
㊀(中度)	35	34	32	32	38	39	111.4
B(軽度)	41	50	58	62	63	69	168.3

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
合計	150	156	160	164	166	172	114.7
18歳未満	40	44	51	53	54	59	147.5
18~64歳	97	100	100	102	103	103	106.2
65歳以上	13	12	9	9	9	10	76.9

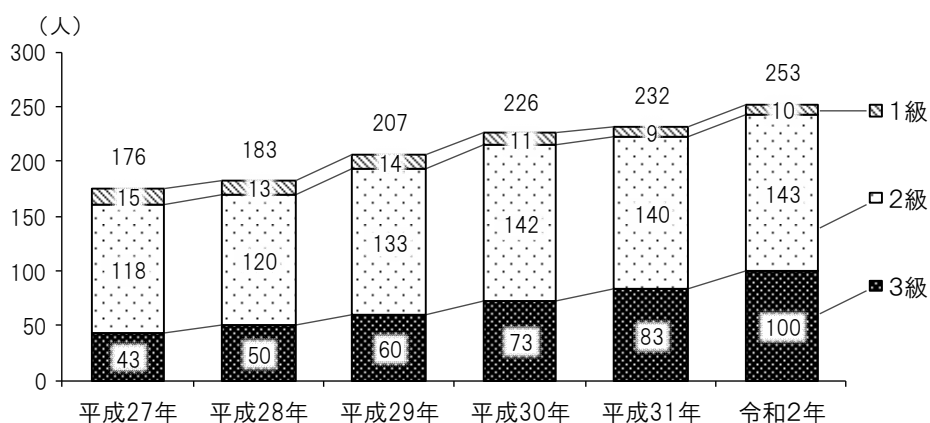
資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

## 5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年は増加で推移しており、令和2年は253人となっています。

等級別で見ると、令和2年は「2級」が143人と最も多く、全体の半数以上（56.5%）を占めています。次いで「3級」が100人（全体に占める構成比39.5%）、「1級」が10人（同4.0%）の順となっており、平成27年からの推移では、「2級」及び「3級」が大きく増加しています。年齢別では、特に18歳未満の増加が目立っています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
精神障害者保健福祉手帳所持者数合計	176	183	207	226	232	253	143.8
1級	15	13	14	11	9	10	66.7
2級	118	120	133	142	140	143	121.2
3級	43	50	60	73	83	100	232.6

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
合計	176	183	207	226	232	253	143.8
18歳未満	6	13	18	29	37	39	650.0
18～64歳	138	135	152	162	162	177	128.3
65歳以上	32	35	37	35	33	37	115.6

資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

## 6 自立支援医療費（精神通院）受給者数の状況

自立支援医療費（精神通院）受給者数は、増加傾向にあり、令和2年は469人となっています。

【自立支援医療費受給者数の推移】

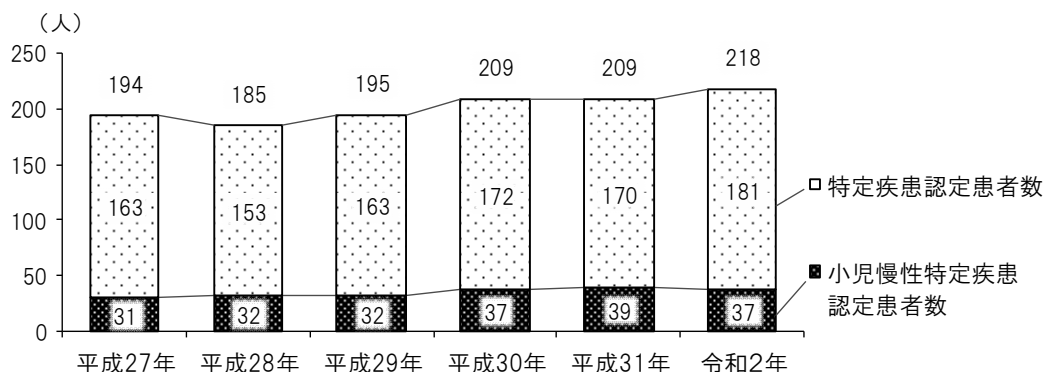
単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
自立支援医療費(精神通院)受給者数	357	389	396	428	456	469	131.4

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

## 7 難病患者の状況

本町の難病患者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2年では218人（特定疾患181人、小児慢性特定疾患37人）となっています。

【難病患者数の推移】



単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
合計	194	185	195	209	209	218	112.4
特定疾患認定患者数	163	153	163	172	170	181	111.0
小児慢性特定疾患認定患者数	31	32	32	37	39	37	119.4

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

## 8 障害児を取り巻く教育環境の状況

本町の特別支援学級の状況をみると、小学校は10学級、児童数42人、中学校は5学級、生徒数22人となっています。また、特別支援学級（小・中学校）では、「知的障害」や「情緒障害」の児童生徒が多くなっています。

【特別支援学級（小・中学校）の状況】

	小学校		中学校	
	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)	生徒数(人)
知的障害	5	23	2	11
情緒障害	4	18	2	10
聴覚障害	1	1	1	1
肢体不自由	0	0	0	0
病弱	0	0	0	0
合計	10	42	5	22

資料：社会福祉課(令和2年5月1日現在)

【特別支援学校の状況】

	小学部	中学部	高等部
	児童数(人)	生徒数(人)	生徒数(人)
視覚障害	0	0	0
聴覚障害	0	0	0
肢体不自由	0	0	4
知的障害	5	5	6
合計	5	5	10

資料：社会福祉課(令和2年5月1日現在)

### 第3章 アンケート・ヒアリング調査結果

#### 1 アンケート調査結果から読み取れる課題

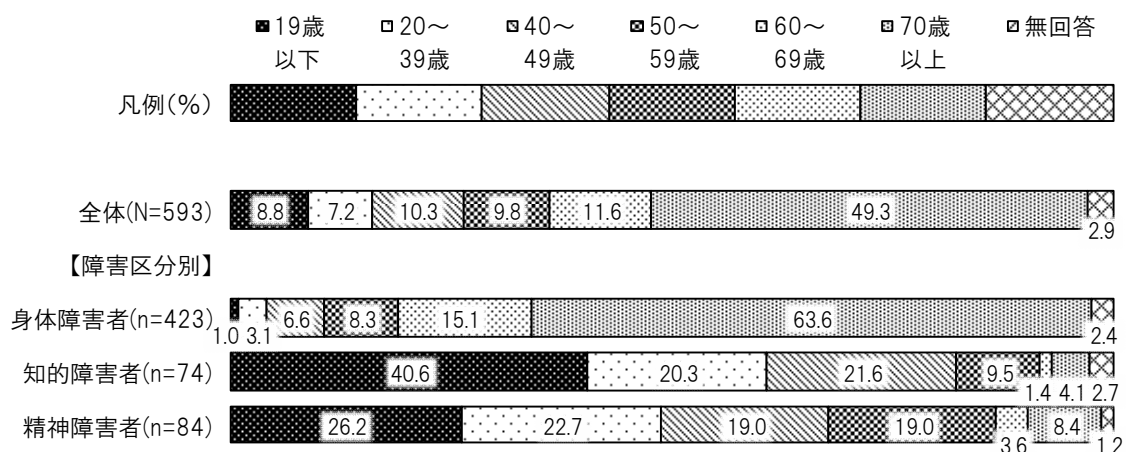
##### (1) 障害の状況について

###### 【調査結果のポイント】

○年齢は、全体で60歳以上が6割、70歳以上が約半数を占めている。19歳以下は1割未満となっている。

○身体障害者は約8割が60歳以上で、6割以上が70歳以上で、19歳以下は知的障害者で4割、精神障害者は4人に1人の割合となっている。

【年齢別構成】



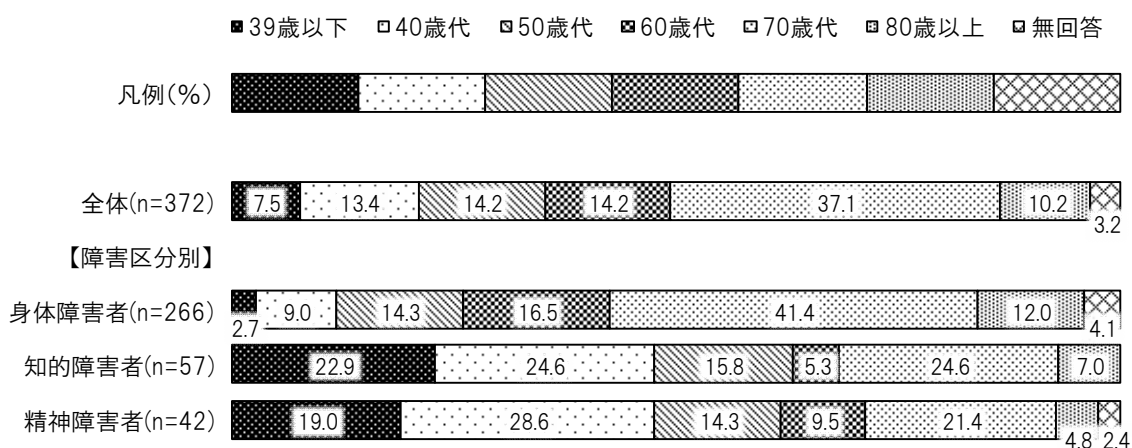
○29歳以下の約6割及び知的障害者の過半数が「発達障害の診断」を受けている。

○精神障害者の約9割が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。

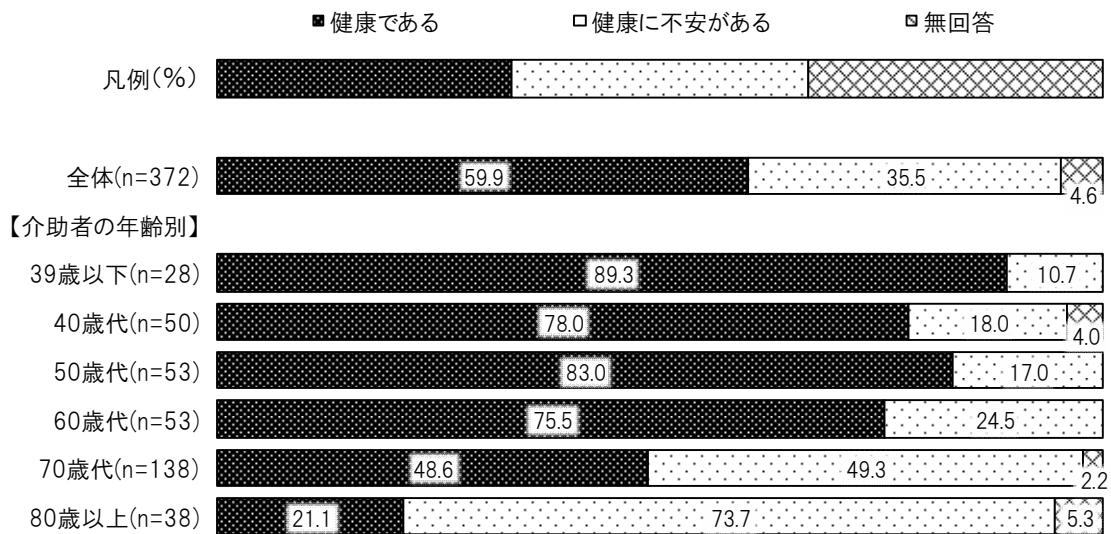
○身体障害者の約3割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。

○主な介助者として、身体障害者は「配偶者」、知的障害者は「父母」が担っている。身体障害者の主な介助者の過半数が70歳以上で、年齢が上がるほど健康に不安を感じる人が多い。

【介助者の年齢】



### 【介助者の健康状態】



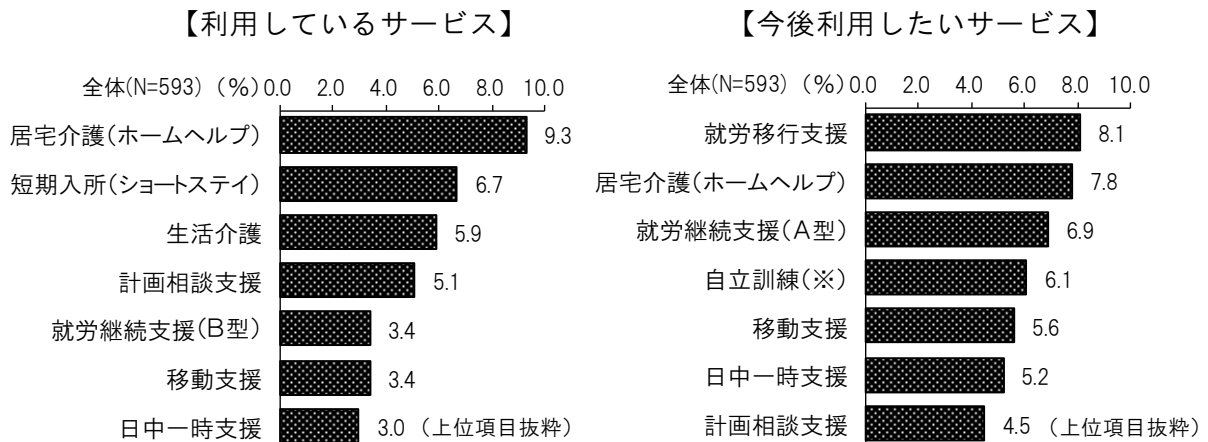
### 【今後の課題】

- 障害者及び介助者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。
- 障害区分別又は年齢など、障害特性の違いに配慮した支援が必要です。

## (2) 障害福祉サービスの利用について

### 【調査結果のポイント】

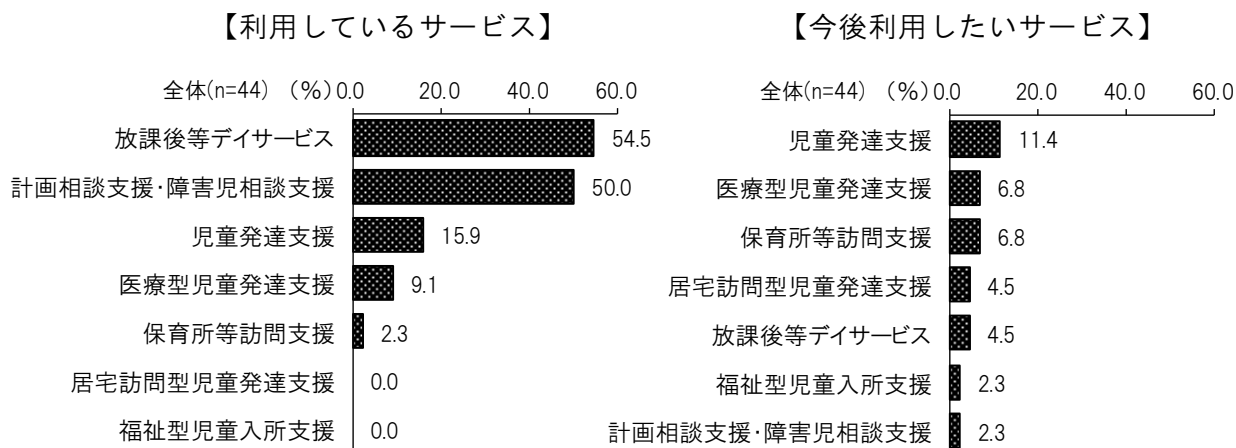
○ 現在利用している障害福祉サービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「生活介護」の順に多い。一方、今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」「就労継続支援（A型）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）」の順に多い。



※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

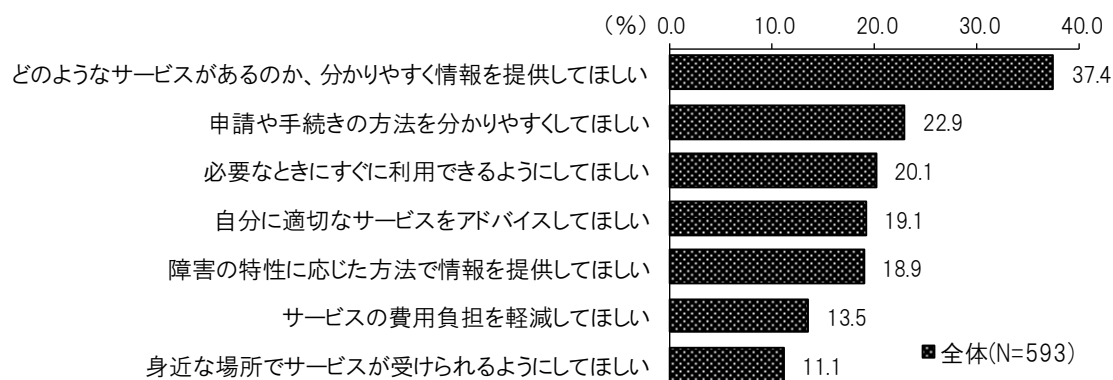
注: 今後利用したいサービスについて「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「自立訓練」「計画相談支援」は、64歳以下(n=246)で集計した割合を示す。

○18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「計画相談支援・障害児相談支援」「児童発達支援」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」の順に多い。



○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、分かりやすく情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法を分かりやすくしてほしい」「必要ときにすぐに利用できるようにしてほしい」などが求められている。

【サービスを利用しやすくするために必要なこと（上位項目抜粋）】



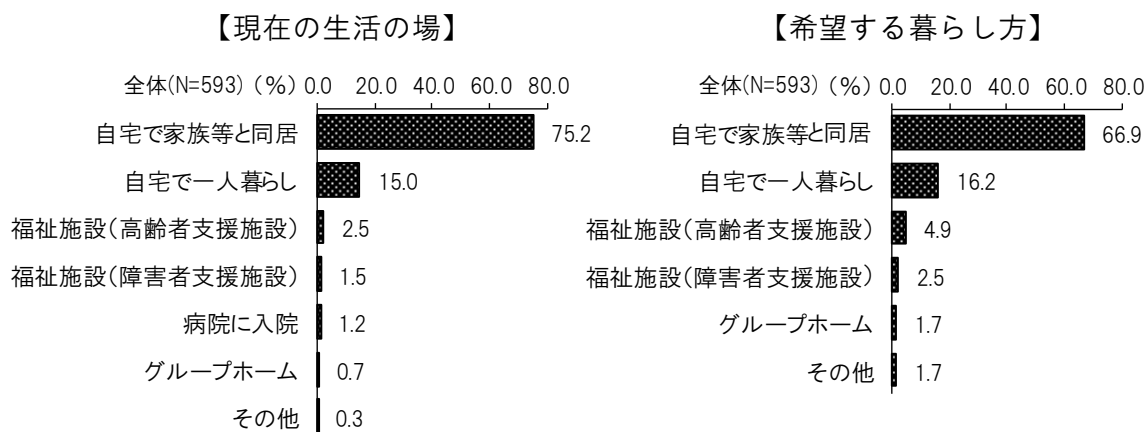
【今後の課題】

- 「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」などの就労に関するサービスや「居宅介護」などの利用ニーズを見据えた対応が必要です。18歳未満では、特に発達障害の支援ニーズへの対応が必要です。
- 障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

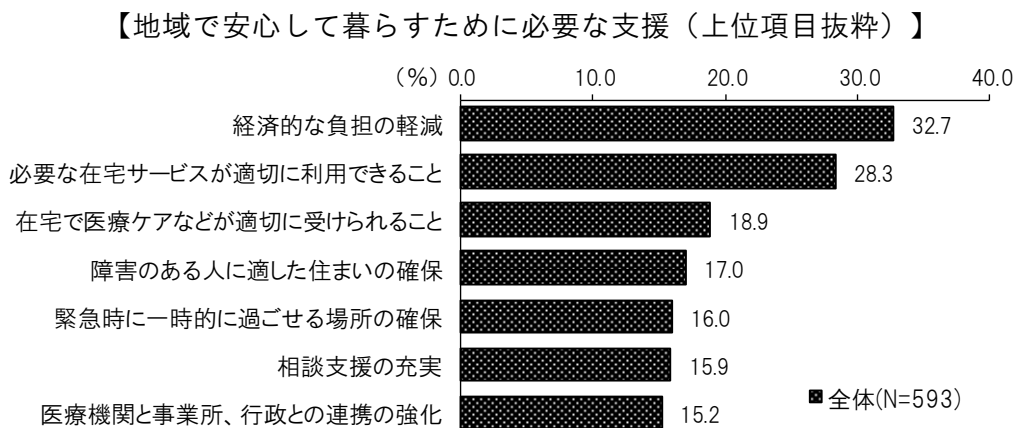
### (3) 住まいや暮らしについて

#### 【調査結果のポイント】

○現在の生活の場は、「自宅（アパートなどを含む）で家族や親族と暮らしている」人が7割以上で、そのほとんどの人が今後も自宅で家族などと暮らしたいと回答している。一方、精神障害者の3割以上が一人暮らしを希望している。



○地域で安心して暮らすために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の順に多い。特に精神障害者で「経済的な負担の軽減」を望む人が多い。



○障害福祉サービスに関する情報入手方法については、「かかりつけの医師や看護師」「行政機関の広報誌」「家族や親せき、友人・知人」の順に多い。知的障害者で「サービス事業所の人や施設職員」、精神障害者で「かかりつけの医師や看護師」が多い。

○情報入手方法については、約2割がスマートフォンやタブレットを含めたインターネットを利用しており、障害別では知的・精神障害者で3割以上の利用率となっている。



## 【今後の課題】

---

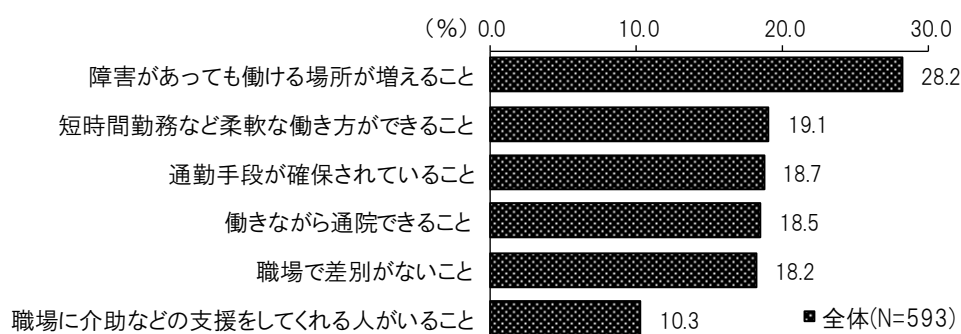
- 住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や障害に適した住環境の整備などが必要です。
  - 自立生活を希望する障害者に対して、経済的な負担の軽減や在宅での医療ケアなどが求められています。
  - 情報の入手については、スマートフォンやタブレット等によるインターネットの利用も普及しつつあり、今後もインターネットを利用した情報提供の充実が必要です。
- 

## (4) 就労や日中の活動について

### 【調査結果のポイント】

- 現在、障害者の4人に1人が就労。知的障害者は「福祉施設・作業所等」、精神障害者は「パート・アルバイト等」で働く割合が高い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労したいという意向はおよそ3人に1人の割合となっている。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方の希望は、「自宅で過ごしたい」人が身体障害者を中心に多くを占める。一方、知的・精神障害者は「働いて収入を得たい」、知的障害者は「保育所や幼稚園・学校・大学などに通いたい」が多い。
- 障害のある人が働きやすくなるために「障害があっても働ける場所が増えること」が特に求められており、このほか「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」「働きながら通院できること」なども多い。

### 【働きやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



## 【今後の課題】

---

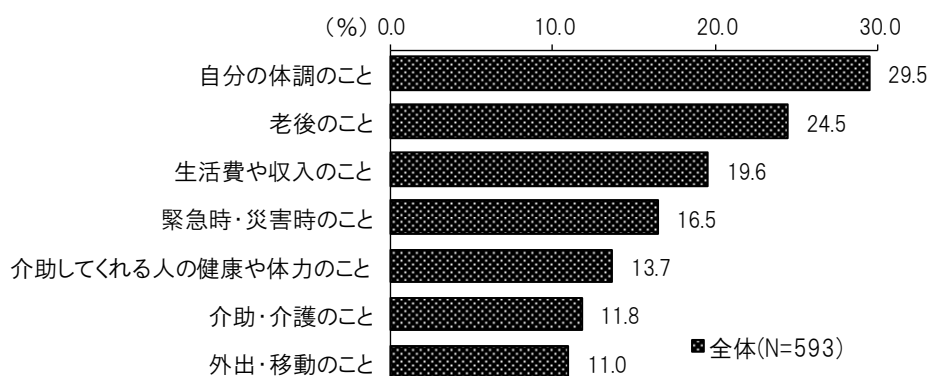
- 就労の場の拡充や一般企業の障害者雇用に関する理解促進が必要です。
  - 短時間勤務や通院しながらの勤務など、柔軟な労働条件の整備、職場における配慮などが求められています。
-

## (5) 理解促進及び社会参加について

### 【調査結果のポイント】

○相談したいこととしては、「自分の体調のこと」「老後のこと」「生活費や収入のこと」「緊急時・災害時のこと」「介助してくれる人の健康や体力のこと」など多岐にわたっている。特に精神障害者は「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「仕事・就職のこと」「人間関係のこと」などが多い。

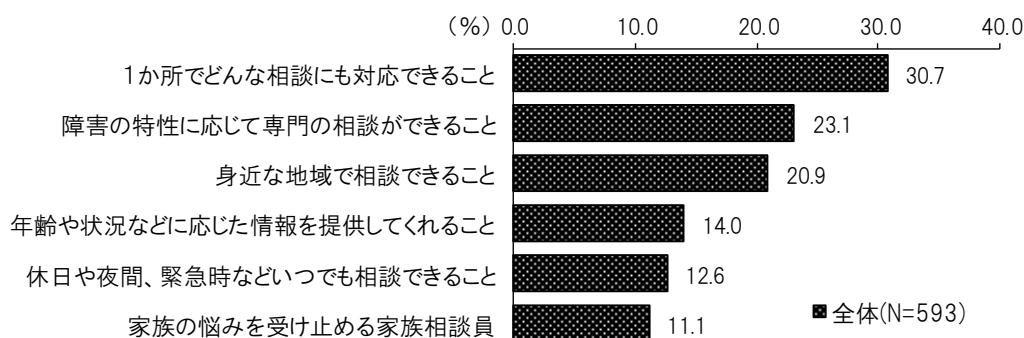
【相談したいこと（上位項目抜粋）】



○悩みなどについては、4割近くが「どこにも相談していない」と回答しているが、相談先としては「役場の窓口」「熊野町社協障害者相談支援センター」の順に多い。

○相談先に望むことは、「1か所でどんな相談にも対応できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で相談できること」の順に多い。

【相談先に望むこと（上位項目抜粋）】



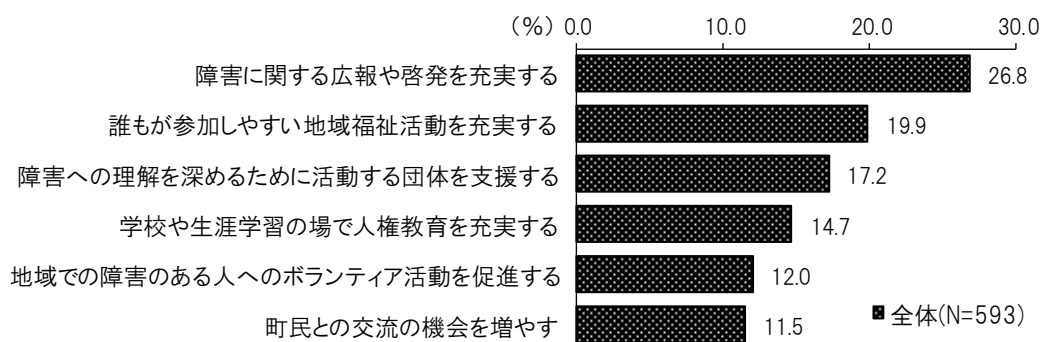
○人とコミュニケーションを取るときに4割以上が困ることがあると回答。特に、知的障害者や発達障害の診断を受けている人、39歳以下で困っている人が多い。

○人とコミュニケーションを取りやすくするために「分かりやすく話してほしい」「ゆっくりと話してほしい」を望む人が多い。

○障害のある人に対する理解については「進んできた」が4割を占めるものの、依然として「進んでいない」の割合が上回っている。

○障害のある人への理解を深めるために「障害に関する広報や啓発の充実」をはじめ、「誰もが参加しやすい地域福祉活動の充実」「障害への理解を深めるために活動する団体の支援」「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」などが必要とされている。

【障害のある人への理解を深めるために必要な取組（上位項目抜粋）】



【今後の課題】

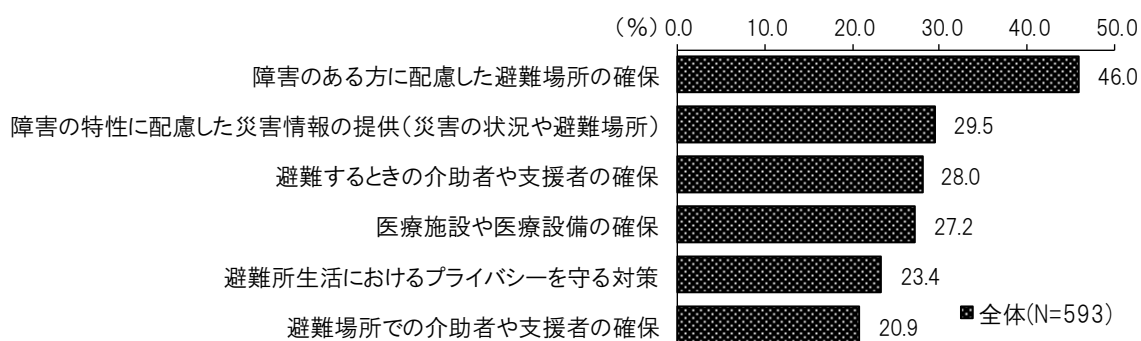
- 障害や日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知が必要です。
- 障害者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくりと話す」ことは、比較的誰にでもできることなので、広く啓発することが必要です。
- 障害に対する地域理解を進めるために、広報や啓発の充実をはじめ、地域の福祉活動等を通して、障害者と地域住民との交流の機会を充実させることが必要です。

(6) 災害時のことについて

【調査結果のポイント】

○災害時に必要な対策としては、「障害のある方に配慮した避難場所の確保」「障害の特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」「避難するときの介助者や支援者の確保」「医療施設や医療設備の確保」の順に多い。特に知的障害者で「障害のある方に配慮した避難場所の確保」、精神障害者で「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」が必要とされている。

【災害時に必要な対策（上位項目抜粋）】



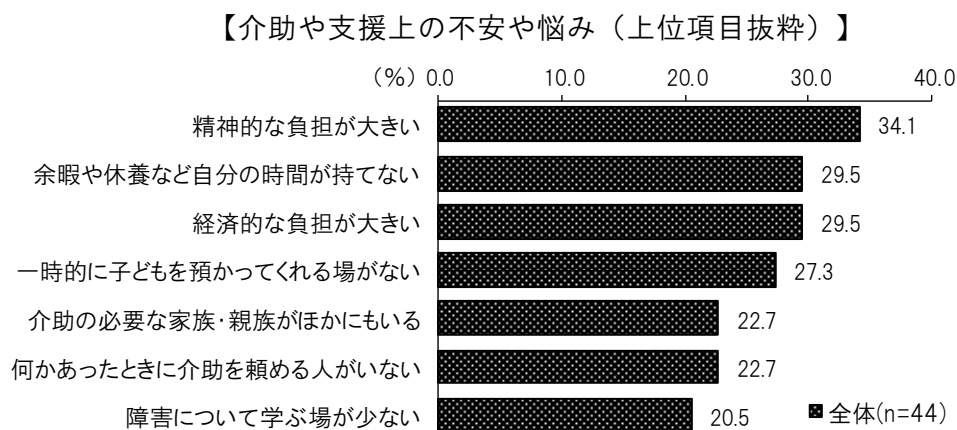
## 【今後の課題】

- 災害避難場所における移動、食事、着替え等の日常生活、救援物資、プライバシーの確保、環境変化のリスクなど、障害の特性に配慮した本人への支援をはじめ、家族など介助者に対する支援体制が必要です。
- 災害や避難の情報に関して、障害の特性に応じた内容や提供手段が求められています。

## (7) 療育・保育・教育について

### 【調査結果のポイント】

- ほとんどの子どもが学校等へ通所・通学しており、約6割が「小学校・中学校・高校」、3割以上が「特別支援学級・通級指導教室」に通っている。
- 放課後や長期休暇中の過ごし方（子どもの意向）としては、「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」が最も多いものの、過半数が「放課後等デイサービス・日中一時支援を利用したい」と回答している。
- 子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「精神的な負担が大きい」「余暇や休養など自分の時間が持てない」「経済的な負担が大きい」「一時的に子どもを預かってくれる場がない」の順に多い。



## 【今後の課題】

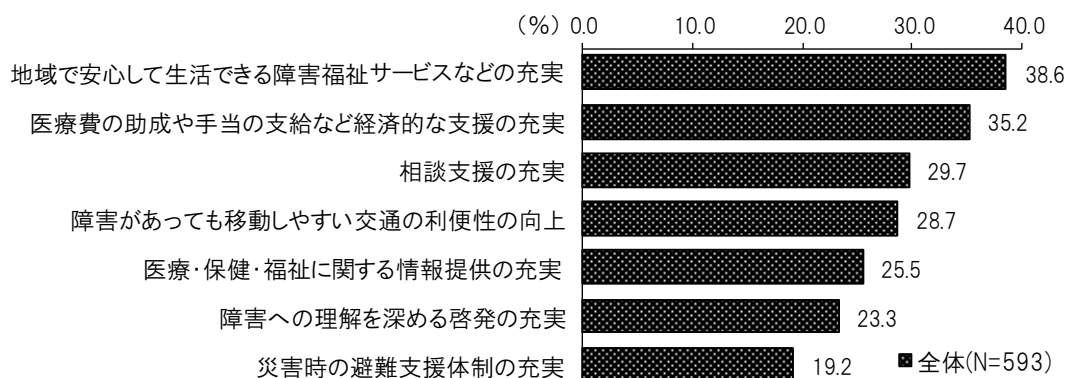
- 障害児のニーズに合わせた、放課後等デイサービス・日中一時支援の充実が求められています。
- 子どもの障害特性に応じた障害児福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、保護者等の精神的負担の軽減に向けた取組や相談支援などの充実が必要です。

## (8) 行政の福祉施策について

### 【調査結果のポイント】

○障害のある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、障害福祉サービスの充実をはじめ、経済的な支援、相談支援の充実、移動の利便性向上などが求められている。

### 【行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



### 【今後の課題】

- 障害福祉サービスの充実はもとより、経済的支援、相談支援、移動・交通支援の充実が求められています。
- 福祉分野のみならず、多様な関係分野や関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。

## 2 ヒアリング調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、障害福祉サービス提供事業所及び障害者支援関係団体にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では次のような現状や課題が指摘されています。（回答内容は、回答者の意図を変えない範囲で要約、整理しているとともに、複数の同類意見を括っている場合があります。）

### 【障害福祉サービス提供事業所ヒアリング調査結果】

#### 調査概要

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害福祉サービス提供事業所に、取組の現状やニーズ等についての意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2年8月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 11件

#### 回答要旨

##### （1）障害福祉サービスについて

① 障害福祉サービスの提供状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用定員に対する稼働割合は、全体では「ほとんど空きがない」が11件中7件であった。「移動支援」は3件中2件が「ほとんど空きがない」と回答している。</li><li>・今後3年間の利用見込みについては、「変わらない」「増加する」が多い。特に、「就労継続支援（B型）」「計画相談支援」で「増加する」が多い。</li></ul>
② サービス提供内容についての問題点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヘルパー不足</li><li>・コロナ禍での支援の難しさ</li><li>・利用者や保護者の思いを理解すること。</li><li>・定員とスペースの問題で待機してもらっている。（就労支援系）</li><li>・利用者増加の一方、受託作業量は増えていない。（就労支援系）</li><li>・一人当たりの工賃が減っている。（就労支援系）</li><li>・障害児が希望する日数を利用することができない。</li></ul>
③ 問題点や課題解決への改善目標について	<ul style="list-style-type: none"><li>・工賃増につながる新たな生産活動の検討</li><li>・保護者からの要望を聞く。</li><li>・スタッフ間の定期的なミーティング</li></ul>
④ サービスが利用しやすくなるために必要だと思うこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・全員に相談支援専門員が付く。</li><li>・当事者や家族向けの説明会の開催</li><li>・就労系事業の利用者負担の撤廃</li><li>・65歳からの介護保険優先の説明がほしい。</li><li>・障害者や家族がサービス内容に関係なく相談できる窓口が必要</li><li>・サービス利用のための手続きの簡素化</li></ul>

(2) 職員について

<p>① 利用者の状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人当たりが担当する利用者数は、全体で平均 10.2 人</li> <li>・ 職員一人当たりが担当する利用者数については、半数以上が「適切な人数である」と回答している。</li> </ul>
<p>② 職員が不足しないための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居心地の良いアットホームで働きやすい環境</li> <li>・ ハローワークや社協だよりにより求人募集</li> <li>・ 町内の就職ガイダンスに参加</li> <li>・ 職員の適切な仕事量の検討</li> </ul>
<p>③ 人員確保にあたっての問題点や課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉専門職と非専門職の人数のバランス</li> <li>・ 登録で賃金が不安定</li> <li>・ 常に募集過多</li> <li>・ 資格取得が困難、若い人材が不足している。</li> <li>・ 報酬単価を上げてほしい。</li> </ul>
<p>④ 働きやすい職場づくりに向けた工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有給休暇等の取得</li> <li>・ 急な欠勤へのスムーズな対応</li> <li>・ 残業ゼロ</li> <li>・ アットホームな空間づくり</li> <li>・ 新人研修、同行訪問</li> <li>・ 年2回のベースアップ</li> <li>・ あまり雑用を頼まない。</li> <li>・ 研修・勉強会への参加</li> <li>・ 複数人数で協力しながら行い、1人の負担を軽減する。</li> </ul>
<p>⑤ 職員の資質向上にあたっての問題点等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学んでもらいたい研修プログラムがない。</li> <li>・ 小さいお子さんがいる職員への研修</li> <li>・ 土日の勉強会や研修会に参加ができないスタッフがいる。</li> <li>・ 月1回の研修では必須研修項目を伝えきれない。</li> <li>・ コロナで集会ができない。</li> <li>・ 研修に参加するための日程調整</li> </ul>

(3) 利用者対応について

<p>① 利用者からの相談への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修やミーティングの実施</li> <li>・ モニタリングや、より緊密な家族からのヒアリング等</li> <li>・ 計画作成時の居宅訪問による生活状況の把握</li> <li>・ 利用児童の異変への対応</li> <li>・ 虐待防止の研修</li> <li>・ 相談支援事業所等との連携</li> </ul>
-----------------------	--

② 苦情の申し出への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者や常勤スタッフが対応する。内部でミーティングを開き共有している。</li> <li>・ 早期に状況の把握、対応検討後迅速に行動する。</li> <li>・ 苦情・事故発生から対応処理までの流れを構築している。</li> <li>・ 苦情処理規定に則して対応する。</li> <li>・ 保護者（本人）に直接話を聞き対応している。</li> <li>・ すぐに生活相談員の方と連携する。</li> </ul>
--------------	---

#### (4) 障害者の地域での生活について

① 在宅生活における問題点や課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワンストップ相談窓口の設置。相談場所の確保と周知</li> <li>・ 住まいの確保。ショートステイ・入所先がない。</li> <li>・ 介護者の高齢化、親亡き後の支援</li> <li>・ 地域の人々の障害に対する理解</li> <li>・ ひとり暮らしの方への支援</li> </ul>
② 在宅生活を続けるために必要だと思うサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員や地域住民との関わりを深めること。</li> <li>・ 相談支援専門員の周知</li> <li>・ 地域での見守り（安否確認も含む。）</li> <li>・ 在宅医の増加</li> <li>・ 話し相手のサービス</li> <li>・ 地域での住民間や医療機関、介護を含む行政機関との連携</li> </ul>

#### (5) 地域団体や行政との連携について

① 地域団体等との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業の指導や野菜の差し入れ、利用者さんへの声掛けなど</li> <li>・ 安芸地域の就労支援部会、相談支援事業所連絡会</li> <li>・ 利用者が通っている保育、教育機関との連絡</li> </ul>
② 熊野町（行政）との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障がい者家族会、精神保健福祉部会との連携</li> <li>・ 社会福祉協議会の相談支援事業所との連携</li> <li>・ 自立支援協議会等への参加</li> <li>・ かけはし等への相談</li> </ul>

#### (6) 障害児への支援について

① 保育所や学校等と連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園や幼稚園との連絡、連携</li> <li>・ 利用者の特性等について情報共有、情報収集</li> <li>・ 送迎時に担任の先生にその日の様子を確認</li> <li>・ 就学前、保育園での様子、対応を聞く。</li> </ul>
② 保護者への支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療育中の子どもの様子を知りたい保護者への対応</li> <li>・ 保護者からの個別相談、保護者へのアドバイスなど</li> <li>・ レスパイトケアに向けた支援</li> <li>・ 保護者都合に合わせた送迎時間など</li> </ul>



(7) 就労支援について

<p>① 引きこもりなどへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験につなげるため、まず見学に来ていただく。</li> <li>・ 利用者同士の力（ピアサポート）で続いていく。</li> <li>・ 仕事が楽しいと思ってもらえる環境づくり</li> <li>・ 家庭訪問等による利用者とのコミュニケーション</li> </ul>
<p>② 一般就労への移行について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人と家族の意見の相違、本人の現状と理想のギャップ</li> <li>・ 家族の理解が得られないこと。</li> </ul>

(8) 障害者施策について

<p>① 新型コロナウイルスの影響について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業が減少、工賃が減少</li> <li>・ 余暇活動の制限</li> <li>・ 保護者会の開催ができない。</li> <li>・ 送られてきた布マスクが小さい。マスクを装着できない子がいる。</li> <li>・ 利用者の発熱時の対応</li> <li>・ 支援の必要性和感染対策としての自粛とのバランスが難しい。</li> <li>・ 短期入所の受け入れが中止になった。</li> <li>・ 休校等による利用児童の強いストレス、パニックになる子がいる。</li> <li>・ マスクにより口元が見えず話が分かりづらい。</li> <li>・ 人と密着しないということの理解が難しい人への対応</li> </ul>
<p>② 熊野町の障害福祉の取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども食堂のようなものができたらよい。</li> <li>・ 子ども、親世代、障害者、お年寄りと一緒にできること。</li> <li>・ 役場での障害者雇用の充実</li> <li>・ 本人や家族・介護者の集いの場があればよい。</li> <li>・ 行政手続きの簡素化、情報共有の場</li> <li>・ 障害者の方と一緒に地域貢献できる仕事</li> </ul>

## 【障害者支援関係団体ヒアリング調査結果】

### 調査概要

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的に、町内の障害者支援関係団体に、取組の現状やニーズ等についての意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2年8月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 3団体

### 回答要旨

① 活動上の問題点等について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアの確保</li><li>・コロナで人数制限をどうするか。</li><li>・家族の高齢化に伴う活動の停滞</li><li>・保健所の支援・指導が必要</li><li>・会員自身が障害を持ち、高齢なので活動しにくい。</li><li>・交流が希薄になりつつある。</li><li>・会員の減少、役員の担い手が少ない。</li><li>・手帳交付時などに会員になってもらうようお願いしたい。</li></ul>
② 今後の活動で目指すこと	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者が一息つける場</li><li>・家族会ができたことの周知のための広報活動</li><li>・共生社会への「一歩」を目指すような活動</li><li>・会員同士の交流を深め、参加しやすい活動</li><li>・会員を一人でも多く増やしていきたい。</li><li>・町内の身体障害以外の障害者団体との交流</li><li>・上部団体との円滑な連携を図っていきたい。</li></ul>
③ 就労支援について困っていること	<ul style="list-style-type: none"><li>・作業所自体が町内に少ない。あっても空きがない。</li><li>・グループホームがないため、親亡き後が心配である。</li><li>・町外の作業所だと送迎が必要なところも多い。</li><li>・良い作業所は定員がいっぱい</li><li>・障害があっても働ける職場が実際にあるのか分からない。</li><li>・障害があることで就職することが難しい。</li><li>・就職しても健常者として扱われ、配慮も少ない。</li></ul>
④ 地域や他団体・行政との連携に関する課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動の幅に限界がある。</li><li>・「家族による家族学習会」を熊野家族会でも実施していきたい。</li><li>・具体的に交流する「場」がない。</li><li>・お互いの情報交換が少ない。</li></ul>

<p>⑤ 行政と協力・協同した活動について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県へ要望書を提出し、署名運動も行っている。</li> <li>・ 毎年の福祉大会への支援</li> <li>・ 啓発活動（くまの広報へ紹介）</li> <li>・ 障害者の支援に詳しい専門家が役場に常駐してほしい。</li> <li>・ 精神障害者など熊野町も医療費の無料化を実施してほしい。</li> <li>・ 申請主義がよくないのではないか。</li> <li>・ 個人情報保護に関する法律で、手帳保持者が誰か分からない。</li> <li>・ 役場内での障害に対する研修や町内での啓発活動が少ない。</li> </ul>
<p>⑥ 今後協同して実施したいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政が仲介役となり、専門の方を講師として紹介してもらう。</li> <li>・ 町内イベント等への参加</li> <li>・ 事業所の見学</li> <li>・ 町内の各企業、事業所など障害者の雇用状況の公表</li> <li>・ 障害者に対する研修活動の実態把握と公表</li> <li>・ 障害者が気軽に参加できそうな活動を教えてほしい。</li> </ul>
<p>⑦ 地域の障害者支援における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者（児）に対する福祉施設が足りない。</li> <li>・ 引きこもり状態の精神障害者に対するアウトリーチ体制</li> <li>・ 身体以外の障害を持つ（難病も含めて）団体や人たちとの交流</li> <li>・ 公共施設のバリアフリー化</li> </ul>
<p>⑧ サービス充実に向けて必要だと思う取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者が利用したいグループホーム等の施設が町内にない。</li> <li>・ 会員一人一人のニーズや利用状況の把握</li> </ul>
<p>⑨ 新型コロナウイルスの影響について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会を開催できない。</li> <li>・ ボランティアさんを呼ぶことをためらう。</li> <li>・ 人との距離を空けての会話ができない。</li> <li>・ マスクをしての会話は、コミュニケーションが取りにくい。</li> <li>・ 現在はコロナより熱中症の方が怖い。</li> </ul>

# 第2部

## 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

### 第1章 第5期計画期間における成果目標の進捗状況

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2年度末までに、平成28年度末時点の福祉施設入所者30人のうち1人(3.3%)を削減目標としていましたが、令和元年度末では3人増加しています。また、施設入所からの地域生活移行者の目標を3人(10.0%)と設定していましたが、令和元年度末では、地域生活移行者数が1人(3.3%)となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成28年度末時点の施設入所者数	30人 (基準値)	—	—
②令和2年度末の施設入所者数	29人	33人	—
③施設入所者の削減見込み(①-②)	1人	-3人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	3.3%	-10.0%	①から2%以上削減
⑤令和2年度末の施設入所からの地域生活移行者数	3人	1人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	10.0%	3.3%	①の9%以上

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場を1箇所設置しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	1箇所	各市町に協議の場を設置

### 3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、令和元年度末では未整備となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所	0 箇所	各市町に少なくとも 1 箇所を整備

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和2年度末において3人を目標としていますが、令和元年度末では2人となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	3 人	2 人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.5 倍	1.0 倍	①の 1.5 倍以上

#### (2) 就労移行支援事業の利用者数

令和元年度末の就労移行支援事業の利用者は6人となっており、目標を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	5 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	6 人	6 人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	20.0%	20.0%	①の2割以上増加

### (3) 就労移行支援事業所の就労移行率

本町においては、令和元年度末時点では就労移行支援事業所がないため、目標未達成となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の就労移行支援事業所数	1 箇所	0 箇所	—
②令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	1 箇所	0 箇所	—
③令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	100.0%	0.0%	①の5割以上

### (4) 就労定着支援事業による職場定着率

令和元年度の就労定着支援の新規利用者は2人となっており、支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを目標としています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和元年度中の就労定着支援の新規利用者数	—	2 人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	80.0%	—	①の8割以上

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

本町では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援体制、重症心身障害児に対応した事業所、医療的ケア児支援のための協議の場は未設置となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 箇所	0 箇所	各市町に少なくとも1箇所以上設置
②令和2年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	1 箇所	0 箇所	各市町に利用できる体制を構築
③令和2年度末までの主に重症心身障害児に対応した事業所数	2 箇所 <sup>※</sup>	0 箇所	各市町に少なくとも1箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 箇所	0 箇所	各市町に協議の場を設置

※児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1箇所設置

## 第2章 第5期計画期間における障害福祉サービス等の進捗状況

### 1 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）は利用者数、時間数共に計画値を上回っていますが、同行援護は利用者数、時間数共に計画値を下回っています。

行動援護の利用者数は計画どおりですが、時間数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	30	31	31	34	33	36
	時間/月	444	459	459	449	466	535
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	1	0
同行援護	人/月	7	7	7	6	5	3
	時間/月	203	203	203	146	138	30
行動援護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	38	38	38	50	46	45
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	39	40	40	42	40	41
	時間/月	685	700	700	645	651	610

注：令和2年度は10月までの平均値(以下同様)

## 2 日中活動系サービス

生活介護の利用者数は計画値を上回っていますが、日数は計画値を下回っています。

就労移行支援の利用者数はおおむね計画どおりですが、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の利用者数は計画値を下回っています。

療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）の利用者数は、計画値を下回って推移しています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人/月	65	66	67	68	68	71
	人日/月	1,300	1,320	1,340	1,219	1,279	1,324
自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	1	1	2	1	0
	人日/月	20	20	20	33	9	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	1	1	1	1	2	5
	人日/月	5	5	5	1	13	51
就労移行支援	人/月	6	6	6	7	6	2
	人日/月	109	109	131	130	87	17
就労継続支援 （A型）	人/月	18	18	19	13	14	14
	人日/月	362	362	382	252	272	279
就労継続支援 （B型）	人/月	45	45	46	43	42	44
	人日/月	675	675	690	647	664	676
就労定着支援	人/月	2	2	3	0	2	2
	人日/月	46	46	69	0	2	2
療養介護	人/月	9	9	9	7	7	7
	人日/月	262	262	262	221	213	214
短期入所 （福祉型）	人/月	24	25	25	18	21	15
	人日/月	142	148	148	115	114	81
短期入所 （医療型）	人/月	4	4	4	2	2	1
	人日/月	12	12	12	13	15	6



### 3 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加しており、計画値を上回っています。  
また、施設入所支援の利用者数も、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	12	12	12	11	15	15
施設入所支援	人/月	30	30	29	33	33	32

### 4 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	25	26	28	30	33	46
地域移行支援	人/月	0	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	1	1	0	0	0

## 5 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

手話通訳者派遣事業の利用者数は増加しており、計画値を上回っています。

日常生活用具給付事業については、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具の利用件数は計画値を下回っています。また、排泄管理支援用具の件数は増加していますが、計画値を下回っています。

手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業の利用者数は、計画値を下回って推移しています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	2	2	3	3	3
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	5	5	5	5	15	10
	要約筆記者派遣事業	2	2	2	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	5	5	5	3	2	3
	自立生活支援用具	5	5	5	1	1	2
	在宅療養等支援用具	6	6	6	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	2	2	2	5	3	4
	排泄管理支援用具	500	500	500	389	446	453
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2	1	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	15	15	12	8	9
移動支援事業	人/月	30	30	30	22	21	24
	時間/月	200	200	200	142	203	216
地域活動支援センター	人/月	8	8	8	8	8	8

## (2) 任意事業

日中一時支援事業の利用者数は計画値を下回っていますが、腎臓障害者通院交通費助成事業の利用者数は計画値を上回っています。

重度障害者福祉タクシー利用助成事業の枚数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人/月	15	17	20	9	8	9
	日/月	75	85	100	49	42	54
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	2	2	1	1	2
腎臓障害者通院交通費助成事業	人/年	57	58	59	61	63	66
重度障害者福祉タクシー利用助成事業	枚/年	3,700	3,700	3,700	2,914	2,860	2,829
障害者施設通所交通費助成事業	人/年	31	31	32	31	29	30

## 6 障害児に関するサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人/月	16	16	17	16	22	23
	人日/月	157	157	167	136	162	188
放課後等 デイサービス	人/月	55	56	57	61	73	70
	人日/月	642	654	665	720	918	904
保育所等 訪問支援	人/月	1	1	1	1	0	1
	人日/月	1	1	1	1	0	1
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	15	16	17	20	27	32
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	0	1	1	0	0	0

## 7 障害児の子ども・子育て支援

保育所の利用者数は、計画値を下回っています。

放課後児童健全育成事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

種別	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所	人	8	9	9	4	2	2
放課後児童健全育成事業	人	8	9	9	14	17	23

注: 令和2年度は令和2年7月27日現在

## 第3章 成果目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

#### ■国の基本指針■

- (1) 令和元年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- (2) 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

#### ■本町の目標■

##### (1) 施設入所者の地域移行

- 令和元年度末時点の施設入所者数33人に対して、令和5年度末までに2人(6.1%)が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者数	33人	・令和元年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域移行者数	2人	・令和5年度末までの地域移行者数(B)
地域生活移行率	6.1%	(B/A)

##### (2) 施設入所者の削減

- 令和元年度末時点の施設入所者数33人に対して、令和5年度末までに施設入所者数を1人(3.0%)減らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者の削減数	1人	・令和5年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	3.0%	・令和元年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### ■国の基本指針■

- (1) 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- (2) 令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

### ■本町の目標■

	令和5年度
(1) 令和5年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所
(2) 地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	1回/年

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

### ■国の基本指針■

#### 【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- (2) 上記(1)のうち、就労移行支援事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- (3) 上記(1)のうち、就労継続支援A型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね1.26倍以上を目指す。
- (4) 上記(1)のうち、就労継続支援B型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね1.23倍以上を目指す。

### ■本町の目標■

- 令和5年度までに3人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和5年度に1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和5年度に1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和5年度に1人が一般就労することを目指します。

	令和元年度	令和5年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	2人	3人	1.50倍 (1.27倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	2人	1人	0.50倍 (1.30倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	— (1.26倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	— (1.23倍)

#### 【就労定着支援事業に関する目標】

- (5) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率\*が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

#### ■本町の目標■

- 令和5年度までに一般就労に移行する3人のうち2人の就労定着支援利用者数を目指します。

	令和5年度	移行割合 (国の指針)
(5) 就労定着支援事業の利用者数	2人	66.7% (70.0%)

- 就労定着支援事業所については、令和5年度は見込んでいません。

	令和5年度
(6) ①就労定着支援事業所の箇所数	0箇所
(6) ②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	0箇所
(6) ③就労定着率8割以上の事業所の割合	— (70.0%以上)

#### 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

##### ■国の基本指針■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

##### ■本町の目標■

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回	3回	3回
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		10人	10人	10人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回
(4) 精神障害者の地域移行支援		1人/月	1人/月	1人/月
(5) 精神障害者の地域定着支援		0人/月	0人/月	1人/月
(6) 精神障害者の共同生活援助		1人/月	1人/月	1人/月
(7) 精神障害者の自立生活援助		1人/月	1人/月	1人/月



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### ■国の基本指針■

- (1) 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可)
- (2) 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。(児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等)
- (3) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可)
- (4) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可)
- (5) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。(市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可)
- (6) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。(市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可)

### ■本町の目標■

	令和5年度
(1) 児童発達支援センターの設置数	構築済み(圏域)
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	確保済み(圏域)
(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	確保済み(圏域)
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ■国の基本指針■

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- (1) 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- (2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。  
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。  
③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

### ■本町の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
(2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
(2) ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
(2) ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	1回	1回	1回

## 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ■国の基本指針■

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- (1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

### ■本町の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	5人	5人	5人
(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	無	有
	実施回数	0回	1回

## 第4章 その他の活動指標

### 1 発達障害者等に対する支援

身近な場所で支援が受けられるよう、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

#### ■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

#### ■本町の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	1人	2人
(2) ペアレントメンターの人数	0人	1人	1人
(3) ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	3人

## 第5章 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

### 1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	34	33	36	38	38	38
	時間/月	449	466	535	535	535	535
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	1	0	2	2	2
同行援護	人/月	6	5	3	6	6	6
	時間/月	146	138	30	174	174	174
行動援護	人/月	2	2	2	3	3	3
	時間/月	50	46	45	58	58	58
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	42	40	41	48	48	48
	時間/月	645	651	610	769	769	769

注：令和2年度は10月までの平均値(以下同様)

#### 見込量確保の方策

##### 【実績及び見込量】

○障害者自身や介護者の高齢化に伴い、訪問系サービス全体は利用が増加傾向にあり、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護の利用が増加しています。一方、重度訪問介護と重度障害者等包括支援の利用がありません。今後も、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護については、増加を見込み、重度訪問介護と重度障害者等包括支援は、ニーズに応じて対応します。

##### 【見込量確保の方策】

○各種サービスを量的にも質的にも安定して提供していくために、サービス提供事業所に対して各種研修情報などを積極的に提供し、ヘルパーのスキルアップを図ります。また、利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供するために、自立支援協議会等のネットワークを活用し情報の共有化を図ります。

○ヘルパー人材確保のために介護人材育成事業や奨学金免除制度等の積極的な活用を促進します。

## 2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	68	68	71	72	74	74
	人日/月	1,219	1,279	1,324	1,400	1,480	1,480
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	1	0	3	3	3
	人日/月	33	9	0	45	45	45
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	2	5	2	2	2
	人日/月	1	13	51	8	8	8
就労移行支援	人/月	7	6	2	8	10	12
	人日/月	130	87	17	140	150	160
就労継続支援 (A型)	人/月	13	14	14	17	18	20
	人日/月	252	272	279	342	362	382
就労継続支援 (B型)	人/月	43	42	44	44	45	45
	人日/月	647	664	676	675	675	690
就労定着支援	人/月	0	2	2	2	2	2
	人日/月	0	2	2	6	6	6
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7
	人日/月	221	213	214	244	244	244
短期入所 (福祉型)	人/月	18	21	15	27	30	34
	人日/月	115	114	81	160	180	204
短期入所 (医療型)	人/月	2	2	1	4	4	4
	人日/月	13	15	6	12	12	12

### 見込量確保の方策

#### 【実績及び見込量】

- 生活介護については、利用量が増加しており、今後も増加していくと見込んでいます。
- 自立訓練、療養介護については、利用者が横ばいで推移していることから、今後も横ばいの利用量を見込んでいます。
- 短期入所においては、利用者・利用日数共に増加しており、地域生活移行を進めるために、必要なサービスです。また、民間事業者による施設整備も進んでおり今後も増加することが考えられます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の利用者は年々増加しており、障害者アンケート結果でも、就労に対する意欲が高いことから、今後も増加すると見込まれます。

## 見込量確保の方策

### 【見込量確保の方策】

- 障害者が、地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要になります。そのため、ニーズを把握し、適切にニーズに対応できるよう、サービス提供体制を整備します。広島障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、障害者雇用を促進するための情報提供に努めます。
- 短期入所については、日頃から定期的に利用し、緊急時に対応できる施設を確保するよう、家族等に周知します。

## 3 居住系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	11	15	15	16	16	16
施設入所支援	人/月	33	33	32	33	33	32

## 見込量確保の方策

### 【実績及び見込量】

- 自立生活援助は、地域生活に移行した人が利用するものとして、1人を見込んでいます。
- 共同生活援助（グループホーム）は、年々利用者が増加しています。
- 施設入所支援は令和元年度の実績値が33人となっており、今後、地域移行を進めるため、グループホームの利用が増加し、施設入所支援の利用は令和5年度には32人に減少することを見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

- 自立生活援助については、サービス提供事業者等と連携して、実施体制の確保に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、施設の空き状況を把握できるよう施設等との情報交換に努めます。また、障害者ニーズ調査結果の情報提供を行い、新規事業者の参入促進に努めます。

## 4 相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	30	33	46	42	47	53
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

### 見込量確保の方策

#### 【実績及び見込量】

○計画相談支援は、計画値を大きく上回っており、利用者が増加しているため、今後も増加を見込みます。一方、地域移行支援と地域定着支援の利用実績はありませんが、今後は少しずつ地域移行が進むことが予想されます。

#### 【見込量確保の方策】

○計画相談支援については、単にサービス利用計画を作成するにとどまらず、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、連続性及び一貫性を持った相談支援が行われることが重要です。このため、相談支援専門員の育成や資質向上を図る必要があることから、各種研修の情報提供や参加の促進を行います。

○町内の相談支援事業所で構成する熊野町地域自立支援協議会・相談支援部会において、情報共有、事例検討等を行い、相談支援専門員のスキルアップを図るよう努めます。

○地域移行支援・地域定着支援については、一般相談支援事業所等との連携を図り、施設・病院から退所・退院する障害者に対して支援できるよう努めます。

## 5 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

サービス種類		単位	第5期実績値			第6期見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	箇所数	0	0	0	0	0	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人/年	3	3	3	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	-	-	-	-	-	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人/月	5	15	10	6	6	6
	要約筆記者派遣事業	人/月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	2	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	1	1	2	3	3	3
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件/年	5	3	4	3	3	3
	排泄管理支援用具	件/年	389	446	453	434	422	422
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	0	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		人/年	12	8	9	10	11	12
移動支援事業		人/月	22	21	24	25	25	25
		時間/月	142	203	216	180	180	180
地域活動支援センター		人/月	8	8	8	8	8	8

### (2) 任意事業

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人/月	9	8	9	10	10	10
	日/月	49	42	54	50	50	50
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	2	1	1	1
腎臓障害者通院交通費助成事業	人/年	61	63	66	66	66	66
重度障害者福祉タクシー利用助成事業	枚/年	2,914	2,860	2,829	2,800	2,800	2,800
障害者施設通所交通費助成事業	人/年	31	29	30	30	30	30



## 見込量確保の方策

### 【実績及び見込量】

- 理解促進研修・啓発事業は計画どおり事業を実施しました。自発的活動支援事業は、家族会等への支援として活動に対して補助金を支出しています。
- 相談支援事業については、障害者相談支援事業を計画どおり実施しました。基幹相談支援センターについては、今後設置に向けて検討を進めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、計画値を上回る利用がありました。今後も障害者や介護者の高齢化により、増加を見込んでいます。
- 意思疎通支援事業については、手話通訳者派遣事業の利用者が増加しています。要約筆記者派遣事業は1人の利用でした。令和2年度からは、遠隔手話通訳のタブレットを導入したことにより、利用の増加が見込まれます。
- 日常生活用具給付事業は、計画値を下回っているため、実績に合わせて見込んでいます。
- 手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センターは、計画値を下回っているため、実績に合わせて見込んでいます。
- その他各種事業については、腎臓障害者通院交通費助成事業の利用が計画値を上回っており、今後も利用の増加を見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は継続して事業を実施していきます。自発的活動支援事業は、家族会等への支援として活動に対して補助金を支出していますが、活動への連携や町の専門職との関わりを増やし地域住民の自発的な取組を促進していきます。
- 要約筆記者派遣事業については、町広報・ホームページ等を通じて事業内容を広く周知することで、対象者の利用促進を図ります。
- 手話奉仕員養成研修事業についても、熊野町社会福祉協議会との連携を強化し、広く周知を図り、受講者の増加に努めます。
- 日常生活用具給付事業については、引き続き障害者等の生活が円滑になるよう、ニーズに応じた用具の給付に努めます。
- 自立支援協議会の中で、地域課題に対応した事業を検討・協議し、障害者のニーズに応じた事業を推進します。

## 第6章 障害児福祉サービスの見込量

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害児を取り巻く現状の変化や第1期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

### 1 障害児に関するサービス

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	16	22	23	31	37	44
	人日/月	136	162	188	248	296	352
放課後等 デイサービス	人/月	61	73	70	79	80	81
	人日/月	720	918	904	1,000	1,012	1,024
保育所等 訪問支援	人/月	1	0	1	2	2	2
	人日/月	1	0	1	2	2	2
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	20	27	32	40	42	43
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	0	0	0	1	1	1

#### 見込量確保の方策

##### 【実績及び見込量】

○児童発達支援、放課後等デイサービスは共に計画値を上回る利用があり、今後も利用の増加を見込んでいます。一方、保育所等訪問支援は1人の利用がありましたが、医療型児童発達支援の利用はなく、今後も同様の傾向が続くと見込んでいます。

○障害児相談支援は、年々利用が増加しており、今後も利用者数の増加を見込んでいます。

##### 【見込量確保の方策】

○障害児が身近な地域でサービスを受けられるよう、町内事業所及び近隣事業所へサービスの充実を働きかけます。

○障害児や保護者の状況、保護者の希望を勘案し、連続的かつ一貫した障害児支援を提供できるよう、サービス充実に向けた働きかけに努めます。

## 2 障害児の子ども・子育て支援

種別	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	4	2	2	5	6	7
認定こども園	人	-	1	0	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人	14	17	23	23	23	23

注：令和2年度は令和2年7月27日現在

# 第3部 計画の推進

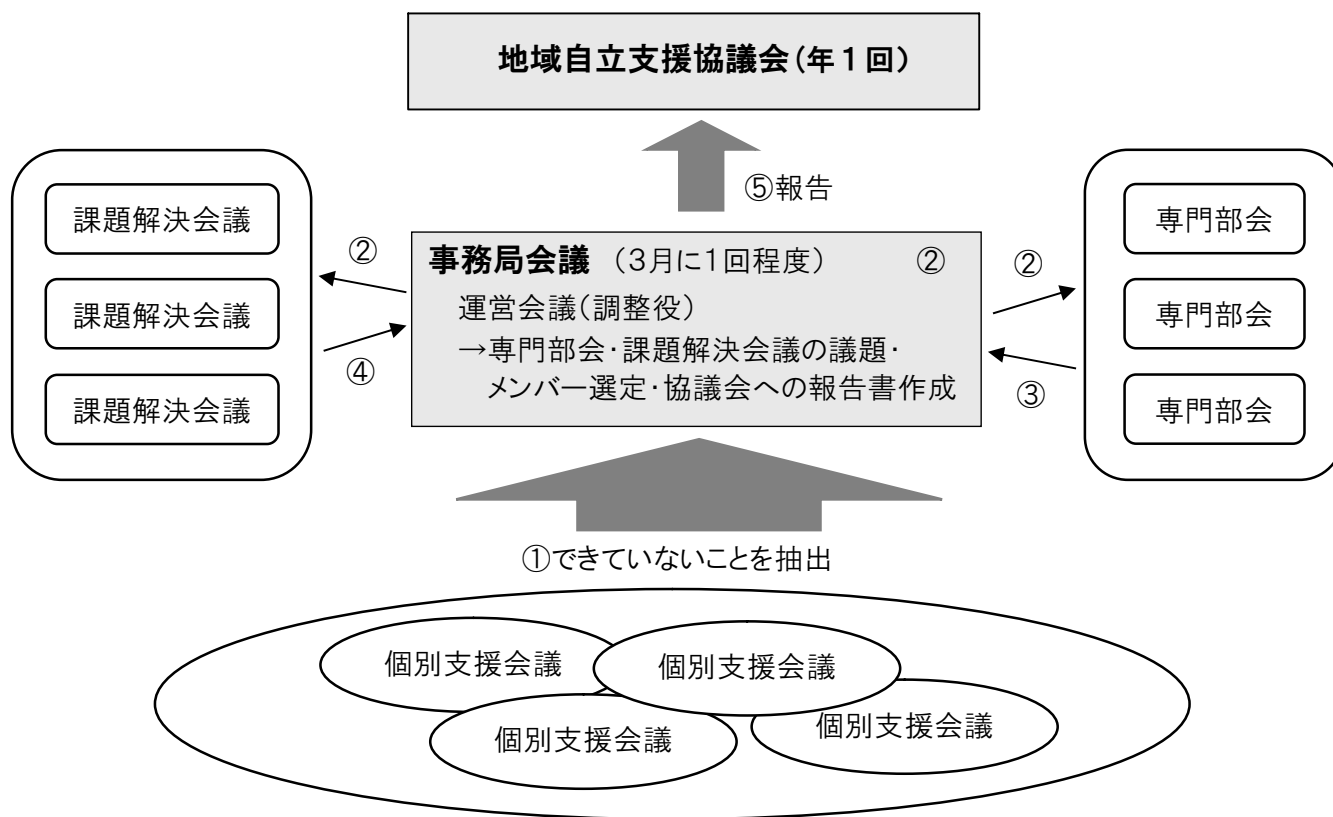
## 第1章 計画の推進体制

### 1 関係機関との連携

障害者のニーズに応じた適切なサービス利用や相談への迅速な対応を図るため、行政のみでなく、相談支援事業所、医療機関、障害者福祉施設等で構成する地域自立支援協議会・事務局会議及び相談支援会議、当事者団体、関係機関等と連携し、協働による取組を推進します。

各関係機関の活動を具体化するために、専門部会を開催し、目標や情報の共有、地域課題の提言を行います。また、多様なサービスや地域資源を活用しなければ解決できない事例については、課題別会議を開催し、課題を共有し、解決に向けての糸口を探り、関係機関やボランティア団体等の地域の力を引き出しながら、具体的な活動に結び付けることで計画の推進を図ります。

【計画の推進体制図】



- ①相談支援専門員による個別ケースの課題の抽出
- ②事務局会議：相談支援専門員により、課題をどの会議でどのように話し合うのかを決定し、専門部会や課題解決会議を開催
- ③専門部会における協議内容は、事務局会議で報告する。
- ④課題解決会議における協議内容は、事務局会議で報告する。
- ⑤これらの活動を1年間の報告書にまとめ、政策提案を地域自立支援協議会に諮る。

## 2 行政内部の連携

障害者施策は保健、医療、福祉、教育、労働、住宅など多岐にわたっています。

このため、庁内関係部署との連携を図り、総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

## 3 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、ヒアリング結果では、障害福祉サービス等の利用制限をはじめ、行事等ができなくなったことによる利用者のストレスや事業所職員の負担感の増加など、様々な障害者自身の活動及び障害者への支援活動に及んでいます。

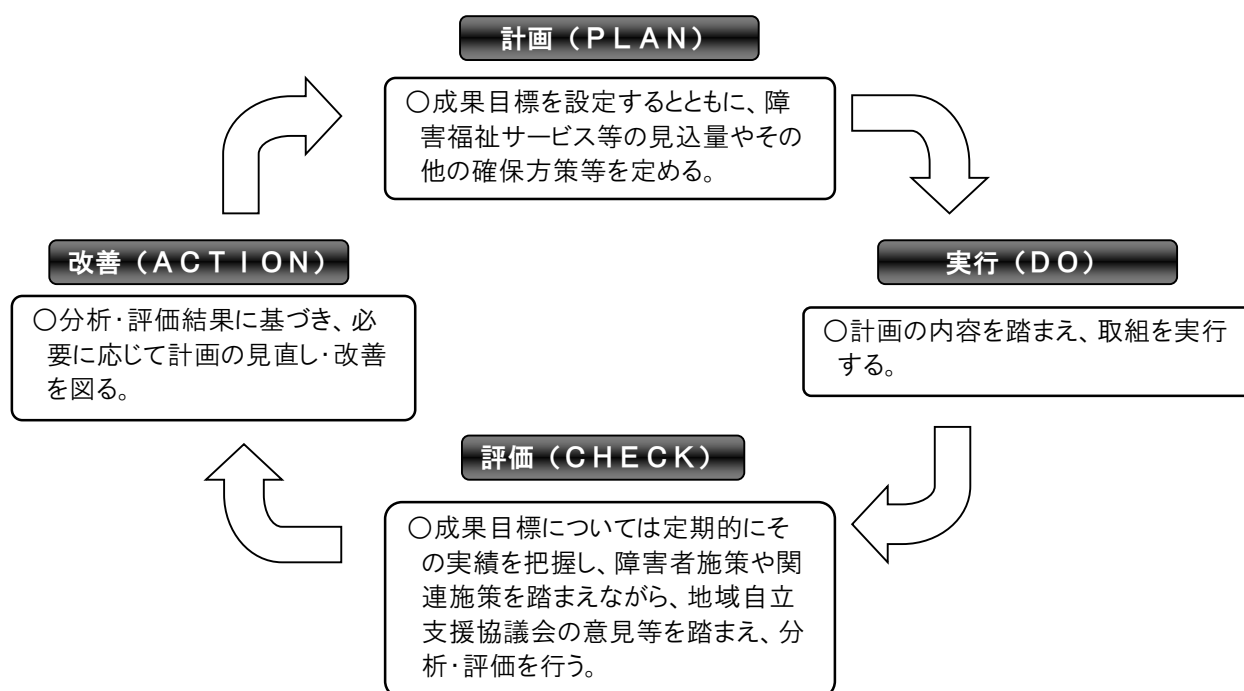
障害者やその家族における、それらの影響の把握に努めるとともに、新しい生活様式における障害福祉サービス提供体制の在り方やリスク対策など、情報提供を行い、必要な支援が障害者に届くよう、きめ細かな支援に努めます。

## 第2章 計画の進行管理

### 1 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年実績報告を地域自立支援協議会に諮るとともに、PDCAサイクルに基づく進行管理に基づき、取組の進捗状況の点検と課題の整理により、継続して目標に取り組む体制を作ります。また、進行体制において問題点や課題の発見に努め、必要に応じて改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



### 2 計画の周知

本計画を、町の広報紙やホームページ等をはじめ多様な媒体や機会を活用し、本計画の取組や事業内容を広く周知することにより、障害福祉サービス提供事業所や障害者支援団体等、関係機関との連携及び協働による推進に努めます。

## 1 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第62号

(設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康でしあわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関すること。
- (3) 保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関すること。
- (4) 保健福祉サービスの供給体制に関すること。
- (5) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 地域医師会等の代表者
- (3) 社会福祉協議会の役職員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) 民生委員協議会の代表者等
- (6) 住民組織の代表者等
- (7) 学識経験者
- (8) 町福祉、保健及び医療担当部門の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門協議会等)

第6条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

- 2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。
- 3 専門協議会の委員は、25人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。
- 4 第4条第2項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。
- 5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年1回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。
- 3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。
- 7 前4項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月7日告示第65号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日告示第34号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日告示第31号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月12日告示第89号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月20日告示第123号抄）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第40号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



別表（第6条及び第8条関係）

協議会名		協議事項	庶務
熊野町保健福祉推進協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関する事</li> <li>・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各計画の総合調整に関する事</li> <li>・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事</li> </ul>	社会福祉課
専門協議会	熊野町高齢者保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援施策の推進に関する事</li> <li>・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改正及び進捗管理に関する事</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事</li> </ul>	高齢者支援課
	熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施策の推進に関する事</li> <li>・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関する事</li> <li>・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及び進捗管理に関する事</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事</li> </ul>	社会福祉課
	熊野町次世代育成支援対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施策の推進に関する事</li> <li>・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管理に関する事</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事</li> </ul>	子育て支援課
	健康くまの推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防対策の推進に関する事</li> <li>・「笑顔はな咲く健康くまの21」の改正及び進捗管理に関する事</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事</li> </ul>	健康推進課

## 2 熊野町地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	所属団体等役職名	区分
1	高橋 司	熊野町医師会	医療関係者
2	清代 政文	熊野町社会福祉協議会	社会福祉協議会
3	宮田 丈士	熊野町商工会	事業主団体
4	日浦 敏和	熊野町民生委員・児童委員協議会	民生・児童委員協議会
5	中富 ヒロ子	熊野町身体障がい者福祉協会	障害者関係団体
6	川本 忠夫	社団法人広島市ろうあ協会安芸郡支部	障害者関係団体
7	馬場 真二	社会福祉法人あゆみ会	障害者関係事業所
8	吉田 勝美	医療法人あさだ会	障害者関係事業所
9	坂本 しげみ	安芸地区医師会熊野町訪問看護ステーション	医療関係者
10	坂口 直美	熊野町教育支援委員会	教育関係者
11	時光 良弘	熊野町健康福祉部長	行政関係者

### 3 策定経過

期日	項目	内容
令和2年 6月18日(木)	第1回 熊野町地域自立 支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊野町地域自立支援協議会について</li> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について</li> </ul>
令和2年 7月～8月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民アンケート調査の実施</li> <li>・関係団体等ヒアリング調査の実施</li> </ul>
令和2年 10月8日(木)	第2回 熊野町地域自立 支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊野町障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画令和元年度実績及び令和2年度事業計画について</li> <li>・障害者福祉に関するアンケート調査報告及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画骨子(案)について</li> </ul>
令和3年 1月21日(木)	第3回 熊野町地域自立 支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について</li> </ul>

## 4 障害者保健福祉計画の概要

### 基本理念

**お互いに尊重し合いながら、  
だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり**

### 【施策体系図】

#### 【基本目標 1】 障害や障害のある人に関する理解の促進

- 基本施策 1 相互理解の促進
- 基本施策 2 権利の擁護
- 基本施策 3 地域福祉の推進
- 基本施策 4 人材育成と家族の支援

#### 【基本目標 2】 障害のある人とその家族の生活の充実

- 基本施策 1 相談支援体制の充実
- 基本施策 2 情報提供体制の充実
- 基本施策 3 地域における生活の支援
- 基本施策 4 保健・医療の充実
- 基本施策 5 療育・教育の充実

#### 【基本目標 3】 すべての人の活力ある生活づくりの推進

- 基本施策 1 雇用・就労の促進
- 基本施策 2 移動支援の充実
- 基本施策 3 生涯学習・スポーツ活動・芸術文化活動

#### 【基本目標 4】 安全安心なまちづくりの推進

- 基本施策 1 生活環境の整備
- 基本施策 2 防災・防犯体制の推進

## 熊野町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

---

発 行 / 令和3年3月

発 行 者 / 熊野町健康福祉部社会福祉課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL (082) 820-5635

FAX (082) 855-0155

E - M a i l / shafuku@town.kumano.lg.jp

---